政令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十一月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百七十四号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年十一月三十日とする。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

自衛隊法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十一月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百七十五号

自衛隊法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百六条第二項及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十五条第一項ただし書中「部分は、」の下に「陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び」を加える。

第百五十五条中「第百九条第一項」を「第百九条第二項ただし書」に改める。

（電気事業法施行令の一部改正）

第二条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「適用される船舶」の下に「、陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）」を加える。

附　則

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年十一月三十日）から施行する。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

建設業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十一月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百七十六号

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項及び第二十七条の十六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項の表管工事施工管理の項の次に次のように加える。

電気通信工事施工管理	電気通信工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術		

第二十七条の三第三項中「技術検定」の下に「（建築施工管理に係る二級の技術検定にあつては、実地試験に限る。）」を加える。

第二十七条の五第二項第二号中「管工事施工管理」の下に「、電気通信工事施工管理」を加える。

第二十七条の七の表二級の技術検定の学科試験に合格した者の項中「、土木施工管理又は建築施工管理」を「又は土木施工管理」に改める。

第二十七条の十第一項の表管工事施工管理の項の次に次のように加える。

電気通信工事施工管理	一万三千円	一万三千円	六千五百円	六千五百円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の建設業法施行令第二十七条の三第三項及び第二十七条の七の表二級の技術検定の学科試験に合格した者の項の規定は、平成三十年において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年において行われる技術検定については、なお従前の例による。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎